平成２０年度　第１回　新潟市地域包括支援センター運営協議会　議事概要

日　時：　平成20年10月21日（水）午後２時30分～
場　所：　新潟市役所　本館３階　301会議室

（出席委員（五十音順））

岩橋康夫委員　加藤智章委員　上村和雄委員　木滑孝一委員　高橋フミエ委員
土田孝子委員　仁多見浩委員　樋熊紀雄委員　藤本綾子委員　本間友能委員
松島欣子委員　築取多喜子委員　山田豊委員　吉田淳子委員　渡邊英昭委員

（事務局）

高橋課長（高齢介護課）　佐藤課長補佐（高齢介護課）　藤野係長（高齢介護課）
星野主査（高齢介護課）　井越副主査（高齢介護課）

次　第

１　開　会

○　欠席は石原美由紀委員，神成康一委員，齋藤忠雄委員，細道奈穂子委員，堀田利雄委員。

○　会議録の作成について承認あり。

２　委嘱状交付

３　議　事

（司　会：佐藤課長補佐）

それでは，３の議事（１）の委員長の選出，副委員長の指名に移らせていただきます。

ここでお詫びを申し上げたいのですが，１ページめくっていただきまして参考資料に，本協議会の設置要綱をつけてございますが，こちらの裏側になりますが，第４条，会長及び副会長ということでございまして，次第には委員長としておりますが，会長，副会長。会長の選任と副会長の指名ということで，訂正をさせていただきます。

それでは，第４条第２項にございますが，会長の選出でございます。策定委員会と同様に，委員の皆様からの互選ということで定めることになっておりますが，いかがいたしましょうか。

（仁多見委員）

策定委員会と同じ加藤委員にお願いしたらいかがでしょうか。

（司　会）

それでは，加藤委員からお願いしたいということで提案がございますがいかがでしょうか。皆さんからも異議なしということで，今拍手をいただきましたので，それでは加藤委員長，よろしいでしょうか。

（加藤会長）

はい，分かりました。ご指名ですので，策定委員会に引き続き，当協議会の会長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございます。

それでは次に副会長の指名ということになりますが,副会長につきましても第４条第４項にございますが,会長の指名ということになりますので，加藤会長からご指名をお願いいたします。

（加藤会長）

本日は都合により欠席されておられますが，事業計画策定委員会と同様，新潟大学経済学部の齋藤先生にお願いしたいと思いますが，皆さん，よろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（司　会）

ありがとうございます。ただ今，会長の指名によりまして，副会長は齋藤委員にお願いしたいということでございます。皆さんも全員異議なしということでございますが，本日欠席となっておりますので，会議終了後，事務局より齋藤委員に就任の意向を確認いたしまして，次回の会議で改めてご報告をさせていただきたいと思います。それで皆さん，よろしいでしょうか。

それでは次の議事に移らせていただきたいと思います。ここからは加藤会長から議事の進行をよろしくお願いいたします。

（加藤会長）

それでは，議事の２番目，地域包括支援センターの事業実施状況につきまして，事務局からご説明をお願いいたします。

（高橋高齢介護課長）

それでは，事前配布させていただきました資料１―１，そして資料１―２に従いましてご説明をいたしま

す。なお，１―２の方はそれぞれ区別，包括別の 18，19 年度の運営状況，実績等をまとめさせていただいた資料でございます。全部で３ページございます。

それでは，資料１―１「地域包括支援センターについて」をご覧ください。何度か介護保険事業計画策定委員会の中でも説明をさせていただいた部分もございますが，概略を簡単に説明をさせていただきたいと思います。

１番の地域包括支援センターについてということで，（１）地域のつながりの必要性でございます。一番下の三つ目の丸印でございます。専門機関の相互の連携，ボランティア等も含めた地域の様々な社会資源のネットワーク化，またそのようなコーディネート機能を有した組織が必要とされたということで，地域包括支援センターの機能が求められているということが，包括の設置の理由ということになろうかと思います。

（２）地域包括支援センターの設置ですが，平成 18 年４月に設置が行われたところでございます。図１で，地域包括支援センターのイメージということで記載をさせていただいておりますが，かなり多方面において地域包括支援センターというものが機能しているというのが，このイメージから分かりますし，社会福祉士，保健師など，あるいは主任ケアマネジャーと，三つの職種でチームを組んだうえで，いろいろな問題に対処している状況です。

２ページの四角で囲んでいる部分ですが，新潟市の地域包括支援センターにつきましては，日常生活圏域に１箇所ずつ，計 26 箇所設置しております。これにつきましては市町村が設置するということで，直営も可能でございますが，新潟市におきましては，26 の地域包括支援センターはすべて民間法人への委託により運営されております。委託先法人につきましては，それぞれ記載のとおりとなっています。

設置の目的ですけれども，地域での包括ケアを実現するということで，３つの事項を主な視点に地域包括支援体制を確立することが求められているということで，それぞれ記載しております。また，この地域包括支援センターは，地域ケアの中核的な機関ということで位置づけられています。

３ページでございます。（４）業務内容でございます。大別しまして４つ，地域包括支援センターの事業の概要を掲載させていただいています。

１点目，総合相談支援業務ということで，地域の高齢者の実態や必要な支援を幅広く把握し，相談を受け，地域の保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる支援を行う業務ということで，それぞれの地域からの高齢者等の相談，あるいは介護の事業所の相談といったさまざまなものが，ここにきているということであります。

次が，権利擁護業務でございます。一般的なものとしましては，成年後見制度の説明，それから高齢者虐待の把握，その状況確認，あるいは市町村と一体となって防止する。それから消費者被害，高齢者の消費者被害の未然防止。私どもの消費生活センターとの連携，あるいは民生委員，ケアマネ，そういったものと情報を共有しながら実施しているというものです。

３つ目が包括的・継続的ケアマネジメント支援業務ということですが，介護支援専門員や主治医，地域の関係機関と連携をしながら，地域における連携・協同体制の構築をしながら，介護支援専門員に支援を行う業務ということでございます。なかなか困難ケースが多々出てきている現状の中で，専門的な立場で介護支

援専門員を支援していくということでございます。

４点目が介護予防マネジメント業務でございます。特定高齢者が要介護状態にならないような防止したり，それから介護予防事業のプログラムの作成が主なものでございます。

４ページでございます。先ほど申し上げましたそれぞれ４つの項目につきましての，事業実績がどうかというもの，これは個々の包括ごとではなく，新潟市全体をまとめたものでございます。

最初に総合相談支援業務でございます。年間の相談支援業務の累計実績，年度別，対象別というものが真ん中に表が配置してございます。地域住民，平成 18 年からの相談業務が 50,410。平成 19 年度が 68,352 ということで，伸び率が 35.6 パーセント。居宅介護支援事業所については 1.7 パーセント。その他関係機関については 43.6 パーセント。全体におきましては 32.1 パーセント。平成 18 年度に創設になったものが，平成 19 年度において着実に伸び率を示しているということで，包括の存在というものが，社会に浸透してきているのではないかということが考えられます。

また，５ページの上の表でございますが，相談支援業務の累計実績ということで表を掲載しております。電話，来所，訪問，その他，最後に全体ということでございまして，相談件数は，先ほどの表のとおり増えており，当然ながら全体の相談件数は 18 と 19 年度を比較すれば多くなっているということがうかがえると思います。その中で，やはり電話と訪問というものが，相談の手段の割合としては多くなっており，電話が 18 年度 41.3 パーセント，平成 19 年度は 43.9 パーセント，訪問は平成 18 年度で 54.4 パーセント，平成 19 年度が 52.1 パーセントというような割合になっております。

全体では電話の割合が 19 年度においては多くなってはいるのですが，地域住民の相談件数においては，やはり電話よりは実際に包括が出向いて，訪問して，相談を受けているというものが多くなっているというのが表とグラフでご確認いただけると思います。

次の（２）権利擁護業務でございます。成年後見制度，高齢者虐待，地域の高齢者の尊厳に関わる問い合わせがございますし，最近多く発生している高齢者を中心とした消費者被害に関する相談も受け付けております。

下の方に，高齢者の権利擁護に関する相談実績というもので掲げております。まず虐待で，平成 18 年度 468 件あったものが，平成 19 年度には 778 件ということで，伸び率 66.2 パーセントというような大幅な伸びを示していますし，成年後見に至っては，平成 18 年度は 184 件，平成 19 年は 309 件で，こちらについては 67.9 パーセント伸びているところでございます。

特に虐待に関して申し上げれば，包括の役割というものが非常に重大なものだろうと認識しておりますので，これからもこれらへの関わりは減ることはなしに，むしろ増えていくのではないかなということで，包括の大変さが伺えます。

６ページでは，権利擁護の相談件数の推移というものがどうなっているかというのをグラフにしたものでございます。上の方に 19 年度が大幅に伸びているというものが見てとれるのではないかと思います。

次に（３）の包括的・継続的ケアマネジメント業務ということでございます。高齢者の多様な相談ニーズのへ対応ということで行っていますが，より広く深いネットワーク構築を進めるというものでは，やはり関

係機関との情報交換，情報共有を継続的に行っていく必要があると考えています。これは平成18，19年度という２カ年の比較をしていますが，市の機関が伸びておりますし，医療機関については若干減っていると。あと介護保険関係事業所についても若干のマイナス。あと民政委員さんとの協議会については，ほぼ18，19年度と若干増えていますが，同じくらいということが言えるのではないかなと思っております。

そういった面では，様々な取り組みがなされているということが次の四角い部分にありますが，地域ケア会議の開催ということで，高齢者の現状把握，情報共有，支援における課題の把握，解決などの検討会を実施したということで，平成19年度においては161回行われているということでございます。

もう一つは，民生委員との連携ということで，民生委員協議会への参加を行いながら，情報共有，連携強化を実施しているところでございます。介護予防，権利擁護等の啓発活動，それからケアマネの勉強会の実施，あと独自の広報活動も行っております。

あと，介護支援専門員の抱える困難事例への対応についてですが，様々な助言，指導を行うことで，高齢者を間接的にバックアップもしているということでございます。事例検討会の開催を行いながら，いろいろな知恵を出し合いながら業務スキルの向上，経験の浅いケアマネ等と同行訪問による，主任介護支援専門員の経験を活かした活動で支援をしてもらうというようなケースなどがあります。これらはグラフの４番でございますが，こういった支援についても増加しているということでございます。

あと４番目の介護予防ケアマネジメント業務でございますが，これも一つ大きな柱です。介護予防事業の提供に向けた予防プランの作成，サービス提供管理というものが，地域包括の仕事となっています。

８ページにおいては，介護予防プランの作成・委託件数というものを表にしてございます。伸びとしては，18，19年を通してそんな大きな伸びではありませんが，着実に上がっていく傾向がございますし，委託件数に至っては，自前の件数が増えて委託が若干減ったという結果となっています。

資料１－２ということで，それぞれ包括個別の統計データが出ております。項目によっては，相談件数が減っている包括もございますが，大多数についてはやはり相談件数が伸びているところもあるというのが出てきております。虐待に関する相談件数についても，増えているのかなということがうかがえます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

（加藤会長）

ありがとうございました。ただ今，地域包括支援センターの業務実施状況につきまして，事務局からご説明を伺いましたが，これにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

（木滑委員）

地域包括支援センターが18年度から始まって，徐々にというかどんどん伸びていっているようですけれども，医療機関との連携が極端に減っているのは何か原因があるのでしょうか。どういうことなのでしょうか。26パーセントというのは相当減っていると思いますが，若干という話でしたけど。どちらに問題があるというところまでは分からなくとも。

（星野主査）

初年度に包括支援センターができた時点では，まだ知名度が低いということで，一生懸命主治医の先生のところにお伺いし挨拶したり，連携しようということでかなり努力した成果だと思うのですが，それを維持，継続していく中で数値が出ていると思います。

（木滑委員）

医者の協力が得られなかったということですか？

（星野主査）

そういうわけではないと思います。

（木滑委員）

結構大きい問題だろうという気がするのですけれども，地域包括支援センターの仕事としては，医療機関との連携をとってやるというのは非常に重要な仕事の一つではないかと思うのですけれども，それが極端に減っているというのは，ちょっと問題ではないかなという気がします。医者の方に問題があれば，私も何か言いますし。

（加藤会長）

存在を定着させるのに，初年度はわりと地域の方から先生方の方に顔出しをしたのだろうけど，業務が一段落というので訪問回数が減ったのではないですか。

（木滑委員）

他の事業は伸びているんですよね。

（加藤会長）

むしろそちらの方に手を取られて回らなくなったというところが正直なところかなと，推測できるかと思うのですが。

（木滑委員）

何かありましたら，どうぞ聞かせてください。

（加藤会長）

他に何かございませんでしょうか。

（築取委員）

独自の広報活動を行っているということなのですけれども，一般の方々はまだこういうところがあるということを，本当に皆さん知らない方がいっぱいいらっしゃるのです。ですから市の方でも，もっと皆さんに分かるような形で宣伝していただきたいと思いますけれども，お願いします。

（高橋高齢介護課長）

私どもも新聞の折り込みやら，必ず包括の名前と住所と連絡先は入れているのですけれども。

（築取委員）

それがどういうところなのかというのが，高齢者の方には分かっていないので。

（高橋高齢介護課長）

包括の業務内容はまだしっかりと定着していない状況で，とりあえずここに相談していただければというようなものが，まだ不十分だということでしょうかね。私どももそのあたり一生懸命やっていこうと思っておりますので。

（山田委員）

ちょっとお聞きしたいのですけど，地域包括センターが 26 箇所。そこのセンター長あたりでいろいろな問題点をお聞きしたいという部分もあったかとは思うのですけれども，特養にしても老健にしても，施設長会議みたいな形で，全体な把握というのは市の方ではされているのでしょうか。地域包括なら包括だけで，今の問題点はこんなものがあるのだとかというあたりの集約というのは，されているのでしょうか。

（高橋高齢介護課長）

地域包括の協議会みたいなものは現在，横の連携はないのですけれども，それでは私どもも何が課題になっているのか，何が今問題で，包括は今一番何が困っているのかといったものが私どもで見えないので，当然包括からも是非話を聞いてくれという申し入れもございます。申し入れがあったところについては，時間を取って私どもの方で話を聞くという，既にその日程も，今月中には行うということはしております。

逆に申し入れがない所については，反対に私どもから話を聞かせてもらいたいというようなアクションをかけないとだめなのかなと。一箇所ずつ回れれば一番いいのですけれども，なかなかそれもできないので，ある程度，区単位で会場を設定した上で，集まっていただいてお話を聞こうかなと思っており，今日程を調整させてもらっています。

あと，施設長云々というお話がありまして，それについては年何回か，そういった集まりに私も呼ばれて，行政の説明をしながら質疑を受けているのですけれども，ただ，相手がものすごく大勢でございますので，

逆にもう少し生の声を聞くうえでは，もう少し小さいレベルでお話を聞かなければだめかなと思っています。

あとは個々に私どもの方で直接施設の方に出掛けて行って話を聞くというのも何回かしておりますので，ある程度，課題を持って話を聞くということもやっております。それで十分かどうかというのはいろいろ意見はあるとは思いますけれども，現場の声はやはり聞いていかないと，私どももいろいろな施策ができないという思いは，委員のおっしゃるとおりだと思いますので，その努力はさせていただこうと思っております。

（上村委員）

教えてもらいたいのですけど，本市の場合は26箇所の包括支援センターがあって，すべて民間に委託していると書かれています。ということは，市が委託料払っているわけですよね。それに対して委託料を払うだけの予算書とか計画書を出されたと思いますが，もしくはそれに対する決算書ももらっていると思うのですよ。その数字があればある程度把握して，26事業所を推察できるわけですね。そういう考え方をすると，私の聞き違いなのかもしれないですけど，課長がおっしゃったよく把握していないような旨のことはちょっと，そぐわないのではないかと思ったのですけど。

（高橋高齢介護課長）

数字上はいただいていますので分かるのですけれども，それは包括ごとに数字はバラバラで状況は異なっているのではないかなと思っています。いわゆるいい人材を確保するために高い人件費の中で一生懸命やられているところもあるでしょうし，あと面積やら高齢者の人口等，配置もそれぞれの包括によって異なるという状況でございますので，そのあたりを数字から見て分析をした上で，どういう状況なのか私どもで確認をしなければだめだと。同時に，やはり数字から見てとれるものと，実際にお話を聞いてみてとれるものと両方あるのかなということで，それは並行してやっていくべきだと思ってはおります。

（上村委員）

委託費払っているかぎりは，受託責任もあるし，市の側としてみれば，公共の財を預かって委託料を払っているわけですから，基準があると思うのですよね。ある程度基準というものを位置づけてあげないといけない。

私がなぜこういう質問したかというと，ここを見てみるといろいろな法人の形態があるわけですよね。世の中というのは，法人ごとの姿勢が非常に出てくるわけですね。まず，長の一念が非常に出てくる，これは世の中の流れだとは思うのですけれども，株式会社のものの考え方と，社会福祉法人の考え方では，恐らく根本が違うと思うのです。一般論でいえば株式会社は利潤追求主義ですし社会福祉法人はそうではないと思います。だから，それに対して一律の予算基準というのがあって，それに対して委託をして，より良いサービスを提供してもらって，またそれを決算書なんかをもらう。その中でやっぱり市ももっと精査する努力というか，反対にそれを精査する機能があってもいいのではないかと思います。地域ごとに法人ごとにバラつきがあったらとどうなのかと私は勝手に思っているのですけれども，そこのところはどうですか。

（高橋高齢介護課長）

本日は概略資料しかありませんので，お答えしづらい部分がありますが，要綱もご覧になっていただければ，決算とか事業計画書とかは委員会に提示されているような業務内容の一つとして掲げておりまして，これについては次回以降提示させていただこうかなと思っております。ただ，これは個人情報でございますので，会の運営として非公開がいいのか，公開がいいのかという議論もあるだろうと思いますけれども，そういったものについては，お出ししようと思っております。

（上村委員）

今，個人情報とおっしゃいましたけど，委託費が委託計画どおりに実際なったかどうかということについては，監査とまではいかなくてもそれらを見ていくことは，これは個人情報ではなくて公の金を預かっているわけですから，ある意味では個人情報ということでいいのかなと。

（高橋高齢介護課長）

運営の収支状況など出てきますし，この間も議会で決算の説明を求められまして，赤字，黒字という部分もあったところですが，法人の考え方によっては赤字を他会計からの繰り入れで補てんすると考えているのか，あるいはあくまでも独立採算でと考えているのかということで，場合によっては先ほど委員おっしゃったとおりの判断というものはあるのだろうと思いますけれども，全体で 26 のうち今のところ 18 が地域包括の運営状況だけ見れば赤字の状態が続いておりま。議会の意見としては，なるべく黒字になるように努めるというようなご議論等もいただいているところではございます。

（上村委員）

取りあえず私申し上げたいことは，いい加減にやっているという意味ではなくて，さまざまな法人の中で，趣旨に沿った適正な運営と均一的な平等なサービスが行われていくように努めるべきだということです。

（高橋高齢介護課長）

委員がおっしゃるとおりかと思います。もう一つは，法人の運営に対して，この場において評価をしていただく必要があるのだろうと思っております。そのうえで，実は来年度以降の契約というものを考えていく必要があるのかなということで，今，準備を進めているところでございます。契約についても，この委員会の所掌でございますので，当然契約するからには，今までの運営に対して皆さん方から評価をしていただく必要が出てくるのだろうと思うところでございます。それについても準備をさせていただいたうえでご提示し，そのうえで基準がどうかという議論をしていただくと。そのうえで良しとするならば，個々でどのような評価をしていこうかと。それに対して契約をどうすればいいのかというような話を，この場でまた次回以降にご提案をさせていただこうと考えております。そうなると選定手続きになりますので，これについては

完全に非公開でやらせていただきたいとは思っております。

（樋熊委員）

一つ教えてほしいのですが，ケアマネが抱える困難事例というのは，どのようなことがあるのでしょうか。

（星野主査）

実際にケアマネジャーさんが，ご家族やご本人と相談させていただく中で，虐待がある場合も中に多くあります。家族関係の悪さでご本人に対する介護の状態がなかなか進んでいかないということがあります。そのような状況でケアマネジャーさんが相談が進まないという時には，一緒に考えていただくというのがたくさんあると思います。認知症の場合もあるかと思います。

（樋熊委員）

私も施設を見ながら考えているわけで，大変なのがやはり「入り口」なのですね。最初の対応でボタンをかけ違えてどうにもならなくなるというのは，結構あるのです。ですからそこをどういうふうに扱っていくか，やっぱりそれを支援していかないといけない，とても切実な問題なのではないかと思っています。多分，ほとんどの場合には入り口じゃないかと思います。我々医療の場でもそうです。

それから，この運営協議会設置要綱を見て，私たちがこの会で何をするのかということをきちんと意識していないといけないと思います。どういうことかというと，先ほどご意見もありましたように，市民ケアを含めたあり方について，公平で，どこまでやってもらっているかということが非常に大切なことではないかと思いますので，委託されたからにおいては，やはりきちんとそれをやる必要があるのではないかと思います。ただ，議会対策なのか，補助金対策なのか，いろいろあると思うのですけれども，そういうものであってはいけないと。赤字になるからには赤字の理由というのをきちんと把握したうえで議会対策があっていいと思うのです。そういうことで，単に認めるということを，さらに評価の中で，例えば実績に対して，実績がどういう結果になったかということを，利用者がどうであったのかということは含めないで，ただ事業をやったという中での件数を出されているのではなくて，中身をきちんと評価していただきたい。我々の仕事はそれじゃないのかなと思うので，そんなふうに設置要綱を見てて感じたことなので意見を言わせてもらいました。

（加藤会長）

ありがとうございます。今の点は，非常に重要なことだと思います。

（高橋高齢介護課長）

参考としまして要綱を資料配布させていただいていますけど，第２条の所掌事務というところにかかわってくるということで，委託する法人の選定というものが一つ大きな柱になりますし，当然ながらそこで運営

に関することというところで，収支決算書，あるいは事業計画書，事業報告書の提出を受けるということですので，これは皆さまに配布させていただく。それらは生のものがいいのか，一覧表形式の方がいいのかということは多分あるとは思いますけれども，そういったものは提出した上で，第２条の第２号のイでしょうかね，今，委員さんおっしゃったのは。運営協議会は，基準を作成した上で，定期的に又は必要な時に事業内容を評価するものとするという部分。これはおっしゃったとおり，データだけではなく，そのデータの背景の部分をやはり評価するものだと思いますので，それに応えるように私ども，準備をさせていただくと。もし不足だということであれば，委員の方から遠慮なく申し出ていただければ準備をさせていただきたいと考えております。

（加藤会長）

今回，この協議会の立ち上げということで，粗々のものですが，ここで出てきたのは，この所掌事務，要綱の第２条の所掌事務というところで，我々はある意味では非常に大きい責任を持っているということなのだろうと思います。他に何かご質問等ございませんでしょうか。

（藤本委員）

８ページのグラフ５の介護予防プラン作成件数・委託件数の推移ということなのですけれども，私たちは委託を受けて介護予防プランも若干立てている事業所なのですが，委託を受けるときの市からの説明会の中では，基本的には包括支援センターが介護予防プランを立てて，どうしてもというところだったり，ケースによっては若干，居宅が管理委託を受けることも出てくると思うので，そういった場合は受託いただければ有り難いという話でした。ですので，包括支援センターができたときから私達もやってきていてるのですけれども，その委託をしている件数が一覧表の中で出ていて，阿賀北では委託の方が多く，包括が実際に立てている件数が全体の中で逆転しているのですが，これについては，市の方から基本的な案ということを示されて説明があったところによれば，一応は包括の仕事なのだということで言われてきていたのですが，逆転しているところもあるので，私はきっと考えがあってのことだと思っているのですけれど，これはこれでもかまわないのでしょうか。包括支援センターに，その辺の考え方は任されているととらえていいのかどうか，その辺でもう少し基準が標準化していくべきなのではないかというようなご意見もあったのですが，分かる範囲で教えていただければと思います。

（加藤会長）

今の話は，ケアプランの件数のところの話ですね。

（藤本委員）

そうです。

（加藤会長）

１ページの話ですか。

（藤本委員）

資料１―２にある委託作成の件数が，他は自己作成している件数が多くて委託が少ないのですけれど，阿賀北が逆なので，そこは考えがあることなのかなと思っていたのですが，これはそういうスタイルでも，包括の考え方でいいと取ればいいのかどうなのかなと思ってご質問させていただきました。

（高橋高齢介護課長）

いい，悪いというのは私どもで即答ができかねる状況ですので，これについては持ち帰って調べさせていただければと思います。今，包括の作成件数と委託件数のバランス，部分的には委託件数の方が多いというお話だろうと思っていますけれども，資料については第３回で提起をさせていただきたいと考えています。

（加藤会長）

その他に何かございませんでしょうか。それでは，他にご質問なければ，次の議事，「その他」に移りたいと思いますが，「その他」について事務局より何かございますでしょうか。

（佐藤課長補佐）

事務局の方からはありません。

（加藤会長）

それでは，長時間にわたりまして，活発な議論ができました。次回の開催におきましても，皆様方からのご発言を賜りたいと思います。本日はどうもありがとうございました。これにて，事務局の方にお返しいたします。

４　閉　会